

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和7(2025)年度補正予算概要.....	1
2 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の骨子.....	2~4

1 令和7（2025）年度補正予算概要

一般会計

[歳入]

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明
雑 入	4,318	地域放課後児童健全育成事業費返還金収入 4,318

[歳出]

民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
社会福祉総務費	3,173	補助金等返還金増 3,173	
子ども健全育成費	18,419	子ども健全育成事業費増 17,831 地域放課後児童健全育成事業費増 17,831 児童館等管理運営所要経費増 588 その他諸経費増 588	(国)地域子ども・子育て支援事業費補助金 5,520 (道)地域子ども・子育て支援事業費補助金 5,520 (その他)指定寄付金 517

2 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

児童福祉法の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正する条例

ア 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

イ 函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例

ウ 函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例

エ 函館市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例

オ 函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例

(3) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(4) 施行期日

令和7年10月1日

**函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

函館市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

函館市地域型保育事業の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 地域型保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 地域型保育事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

函館市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(虐待等の防止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の防止)</p> <p>第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない</p>

函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p style="text-align: center;">(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>